

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁業の方法	(ウ) 統数	(エ) 区域	(オ) 期間
あゆ漁業	竿釣		制限しない	6月1日～ 12月31日
	投網・刺網 四つ手網	刺網1統50m以内1人2統 以内(夜間燈火使用禁止)	”	7月1日～ 12月31日
	縄場 笠やな	1人1ヶ所 300カ所以内	指定箇所	8月1日～ 12月31日
こい漁業	竿釣	竿釣1人3本以内	制限しない	1月1日～ 12月31日
	投網・刺網 四つ手網	刺網1統50m以内1人2統 以内	”	7月1日～ 翌年2月末
	待たぶ		”	1月1日～ 12月31日
	はえ縄	30m以内 1人3本以内	”	”
はえ(おいかわ)・ うなぎ・ふな・う ぐい・かまつか・ てながえび・すっ ぽん・わかさぎ漁 業	竿釣	竿釣1人3本以内	”	”
	投網・刺網・四つ手網	投網1統50m以内1人2統 以内	”	7月1日～ 翌年2月末
	はえ縄	30m以内 1人3本以内	”	1月1日～ 12月31日
	うなぎ築石	1人3ヶ所以内	”	”
	うなぎてぼ	1人10本以内	”	”
	えび玉すくい		”	”
もくずがに漁業	笠つき刺網 竹棚使用	1人1統	指定箇所	8月1日～ 11月30日
やまめ漁業	釣		制限しない	3月1日～ 9月30日

2 エサ付きかごを使用してもくずがにを採捕することは、これを禁止する。

3 刺網の使用は、500名を限度とする。

(漁具の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄に掲げる規模又は大きさの漁具を使用してはならない。

(ア) 漁業の名称	(イ) 漁具の規模又は大きさ
あゆ漁業	投網 網目1センチメートル未満のもの
	刺網・四つ手網 網目1.5センチメートル未満のもの
こい漁業	投網 網目2センチメートル未満のもの
	刺網・四つ手網 網目7センチメートル未満のもの
ふな・てながえび・はえ(おいか わ)・うぐい・かまつか漁業	投網 網目1センチメートル未満のもの
	刺網・四つ手網 網目1センチメートル未満のもの

(放流種苗保護のための制限)

第5条 漁業の区域及び期間については、第3条の規定にかかわらず、次の表の(ア)欄に掲げる河川の(イ)欄の区域内において(ウ)欄に掲げる期間中水産動物を採捕してはならない。

(ア) 河川名	(イ) 区域	(ウ) 期間
菊池川	山鹿大堰堤より下流50メートルまで	4月1日より5月31日まで
	七城町橋田堰堤より下流50メートルまで	”
	” 加恵堰堤より下流50メートルまで	”
	” 菰入堰堤より下流50メートルまで	”
	菊池市長清堰堤より下流50メートルまで	”
	” 菊池堰堤より下流50メートルまで	”
	立門取水堰軸より上流50メートル下流65メートルまで	1月1日より12月31日まで

	菊池溪谷九電第5発電所取水堰より上流	”
迫間川	七城町新田堰堤より下流 50 メートルまで	4月1日より5月31日まで
	” 荒野堰堤より下流 50 メートルまで	”
	” 辺田堰堤より下流 50 メートルまで	”
	竜門ダム軸より上流 400 メートル及び下流 160 メートル	1月1日より12月31日まで
岩野川	山鹿市寺島堰堤より下流 50 メートルまで	4月1日より5月31日まで
	” 甲原堰堤より下流 50 メートルまで	”
上内田川	鹿本町梶屋堰堤より下流 50 メートルまで	”

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。

(1) 竿(穴釣を含む)待たぶ、はえ縄、うなぎ築石、うなぎてぼによる遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額
あゆ	竿釣	日 1,300円
		年 4,000円
うなぎ・うぐい・すっぽん・はえ(おいかわ)・やまめ・かまつか・てながえび・わかさぎ・ふな	竿釣(穴釣を含む) 待たぶ・はえ縄	日 500円
		年 2,000円
こい	竿釣	日 700円
		年 3,000円
うなぎ	うなぎ築石・うなぎてぼ	年 2,000円

ただし、70歳以上、身障者、中学生は半額(賦課金を除く)

釣、鯉釣は中学生まで無料

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額
あゆ・こい・ふな・うぐい・うなぎ・かまつか・はえ(おいかわ)・てながえび	投網	日 1,300円
		年 4,000円
あゆ・こい・ふな・うぐい・かまつか・はえ(おいかわ)	刺網	徒歩 年 8,000円
		船使用 年 20,000円
もくずがに	釜つき刺網・竹棚使用かにか	入札価格

2 遊漁料納付は、次に掲げる場所において納付するものとする。

ただし前項第1号に規定する遊漁の場合には、遊漁する場所において漁場監視人に納付することができる。

山鹿市南島 1288-2 菊池川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証)

第7条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第2号の承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、ただちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者に遊漁を拒絶することができる。

この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしない。

(附則)

この規則は、平成16年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認申請書

平成 年 月 日

菊池川漁業協同組合  
代表理事組合長 殿

住所  
氏名 印

下記のとおり承認を受けたいから菊池川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第1号共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。

記

1、採捕物の種類  
2、漁具・漁法  
3、採捕区域又は場所  
4、採捕期間  
5、使用船舶 船名 トン数 馬力数

別記様式2号

No. \_\_\_\_\_

平成 年度  
内共第1号第5種共同漁業権

**遊漁承認証**

漁具漁法	
住 所	
氏 名	

発行者  
菊池川漁業協同組合   
熊本県山鹿市南島1288の2  
TEL (0968) 43-2369

別記様式3号

漁場監視員証

No. \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

監視区域 当組合漁業権行使区域

発行者 菊池川漁業協同組合   
熊本県山鹿市南島1288-2 ☎0968(43)2369  
FAX 0968(43)2688

白川漁業協同組合第5種共同漁業に関する内共第2号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、白川漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、もくずがに、やまめ。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受け第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

2 前項の規定による申請は、第4条第1項に規定する遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出するか、又は口頭で組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請又は届出があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き当該申請又は届出を承認するものとする。

(漁具、漁業の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法によりウ欄の規模の範囲内においてエ欄の区域及びオ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	竿釣	制限しない	制限しない	6月1日より 12月31日まで